

損保ジャパン記念財団叢書 No79

「保険業法に関する研究会」報告書

保険契約包括移転制度の検討 — 契約移転単位の見直し —

保険業法に関する研究会

座長 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 山下友信

事務局 株式会社損害保険ジャパン 文書法務部

公益財団法人 損保ジャパン記念財団

平成23年7月

公益財団法人 損保ジャパン記念財団

はしがき

「保険業法に関する研究会」は、保険募集実務において想定される問題点について、保険業法を中心とした法的視点からの検討及び海外の類似規制にも着目した比較法的検討を行ってきました。その研究成果を、昨年（平成 22 年）、「保険募集関連規制に関する検討」（損保ジャパン記念財団叢書 No77）として公表いたしました。

当研究会は、平成 22 年度研究テーマとして、保険業法第七章の「保険契約の包括移転」をとりあげ、現行包括移転法制に潜在する問題点を、保険数理的側面から分析、検討するとともに、海外法制との比較法的検討をおこないました。

保険業界は、2000 年初めより業界再編が進み、特に損保業界においては、純粋持株会社傘下に複数の保険会社が集約される等、大規模な業界再編が進んでいます。また、生保業界においても、相互会社の株式会社化及び持株会社化等、グループ経営の重要性が増加しているところです。

そこで、このような事業環境の変化に対応し、保険業法においても機動的な再編法制の整備が必要ではないかとの問題意識に立脚し、主として保険実務家メンバーからの論点提起、分析に対し、研究者メンバーから問題指摘や評価を行うといった手法で検討を進め、「保険契約包括移転制度の検討－契約移転単位の見直し－」として取りまとめたものです。

保険業界のみならず、保険事業に関心のある皆様にご一読いただければ幸いです。

平成 23 年 7 月

保険業法に関する研究会
座長 山下 友信

保険業法に関する研究会メンバー

山下 友信 (座長・東京大学大学院法学政治学研究科教授)

木下 孝治 (同志社大学大学院司法研究科教授)

潘 阿憲 (首都大学東京法科大学院教授)

榊 素寛 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

今西 竜也 (株式会社損害保険ジャパン)

卯辰 昇 (株式会社損害保険ジャパン)

小林 明央 (株式会社損害保険ジャパン)

杉原 英之 (株式会社損害保険ジャパン)

武井 靖匡 (株式会社損害保険ジャパン)

田爪 浩信 (株式会社損害保険ジャパン)

渡辺 郁夫 (株式会社損害保険ジャパン)

渡邊 梢 (株式会社損害保険ジャパン)

中野 慎太郎 (株式会社損害保険ジャパン) ※

西羽 真 (株式会社損害保険ジャパン) ※

事務局

星 敬一郎 (株式会社損害保険ジャパン) ※

高野 紘子 (株式会社損害保険ジャパン)

公益財団法人 損保ジャパン記念財団

※平成 22 年度研究における検討メンバーとして参加

保険契約包括移転制度の検討 －契約移転単位の見直し－

保険業法第7章第1節は、保険契約の包括移転について規定している。包括移転とは、保険会社（以下、「移転会社」）が保険契約を他の保険会社（以下、「移転先会社」）に包括的に移転させることをいう。本来、このような契約上の地位の移転は、契約者の個別の同意を必要とするところ、移転対象契約者の異議申述手続きにより集団的な同意があれば行うことができるとしている。そして、包括移転単位は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならない（業法135条2項）としている。

しかし、本規定創設当時と比べて保険の仕組みが多様化した現代においては、保険契約者全体の利益という観点から、このような単位を唯一の原則として移転対象とする必然性はないと考えられる。また、このような硬直的な制限が、たとえば、企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社といった顧客の特性に応じた分社化を妨げる要因にもなっていると考えられる。

保険契約移転単位の見直しに関する金融審議会第2部会の議論（2007年10月）において、個別に責任準備金の算出を行うことができるか、あるいは契約の移転単位の切り分けの仕方によっては、各単位間にリスクの濃縮度に差異が生じることになり、「いいとこ取り」を防ぐための措置が必要である、等といった意見もあり、この検討にあたっては、海外の事例等も参考にしながら慎重に進めるべきものとされていた。

株式会社のM&Aの様々なニーズに応えるため、会社法の制定により、組織再編の多様化・機動化が図られているところ、事業譲渡の一環として行われる保険契約の包括移転及び会社分割に対して、保険業法の規整の適用を受ける保険会社においても、現行規整を見直し、柔軟かつ迅速な事業再編・組織再編等を実現するために、この移転単位の見直しが必要である。そこで、「保険業法に関する研究会」（（公財）損保ジャパン記念財団主催）において、契約移転単位の見直しについて検討を行ってきた。当研究会における検討結果については、以下のとおりである。

記

1. 論点及び議論

<1> 現行の包括移転制度について～責任準備金単位の移転の意味ほか～

- ①保険契約の団体性（同一リスクの群団単位）の現れと評価可能
- ②包括移転制度の創設当時において、保険契約者保護のためには責任準備金を契約と共に移転することが必要であると考えられており、また当時は、責任準備金を分割して計算することは適わず、責任準備金単位でなければ計算できなかったと推測される。
- ③責任準備金を切り分けると、保険契約のリスクの濃縮等が生じることとなるため、一部移転は認められないのではないか。
- ④法文上は限定されていないが、事実上、包括移転法制は経営破綻時を想定した制度ではないか。

＜2＞責任準備金単位でない移転に係る課題及びそれらに対する検証

責任準備金単位でない移転に係る課題については、以下のとおりいずれも克服が可能であり、保険契約の包括移転を責任準備金単位とする必然性はない。

①責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約の一部を切り分けて計算することは可能か？

- 算出方法書に従い機械的に切り分ければよく、技術的には可能である。なお、移転条件は様々な要素を勘案したうえで市場原理に基づき決定されるものであり、責任準備金が契約と共に移転されない場合であっても直ちに保険契約者保護上問題となるものではない。

②契約者間の公平性の確保はできるのか？（責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約者間において、移転対象契約者と残存する契約者において、『債務の履行可能性』や『提供されるサービス』に差異が生じるのではないか？）

- サービスの差異については異議申立て手続きの中で契約者に可否を問うという制度設計も考えられるが、最終的には、保険契約上の『債務の履行可能性』を確保することが何よりも重要となる。

③債務の履行可能性の確保はどのようになされるのか？

- ソルベンシー・マージンの充足が重要なポイントであり、移転先における責任準備金（契約者価額ベース）の確保、移転価額の妥当性と併せ、認可審査で検証し得る問題である。なお、移転の結果としてリスク濃縮が生じた場合においても、最終的には、認可審査を経て『債務の履行可能性』を確保することにより、契約者保護を図ることができる。

＜3＞ 海外法制度

包括移転について整備された法制を有する英国の制度は次の通りである。

- 移転単位の制限はない。
- 保険会社が、金融サービス機構（F S A）の承認を得て独立専門家を指名し、独立専門家が「事業再編報告書」を作成して、保険契約者の影響（支払可能性・サービス水準等への影響）について意見を表明する。
- F S Aは移転計画を査定するが、最終的には裁判所の承認を経て移転が実行される。

2. 結論

- 法制的に契約移転単位を見直す立法は可能である。
- 業務提携や組織再編等を柔軟かつ迅速に行う必要性についての立法事実を明確にすることが必要である。（参考資料1：①グループ内再編を事例として検討）

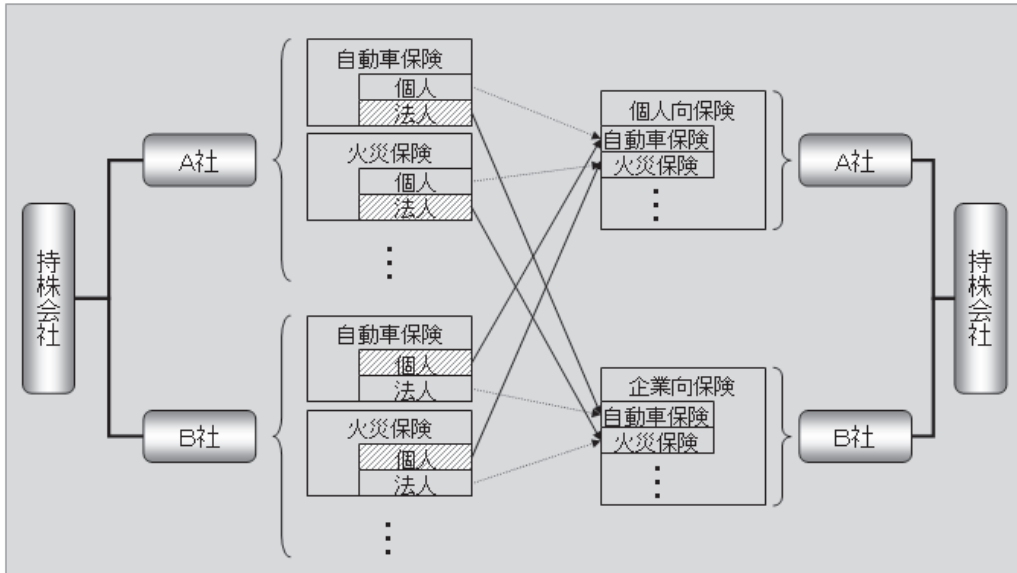
以上

参考資料 1

包括移転の活用例

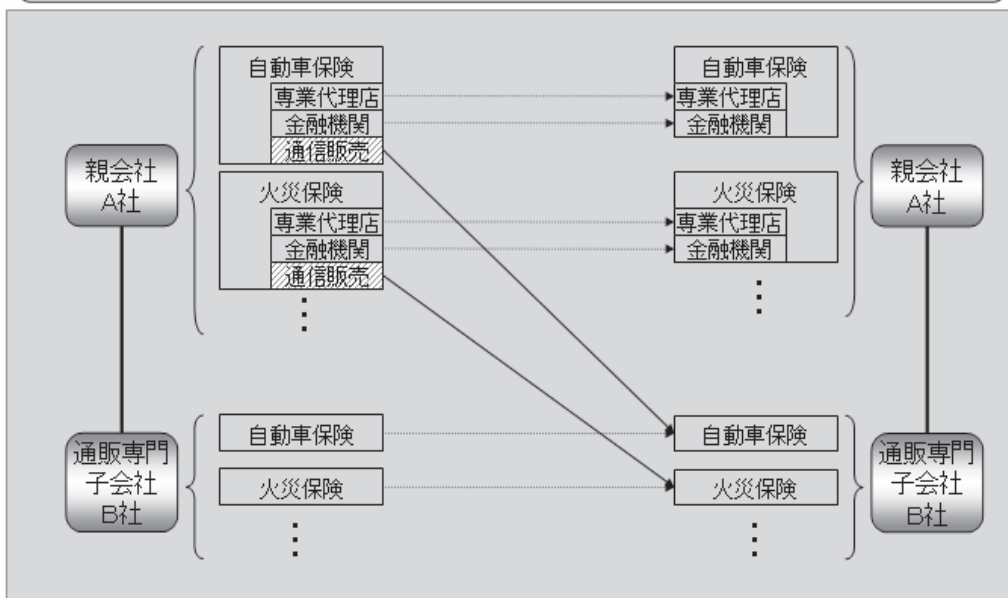
1 グループ内再編

経営統合により、持株会社の傘下にA社およびB社がある。A、B両社のインフラを活かしながら事業の集約による経営の効率化を追求するためコマーシャル部門とリテール部門をそれぞれ専門とする二つの事業会社にグループ内で事業再編する。



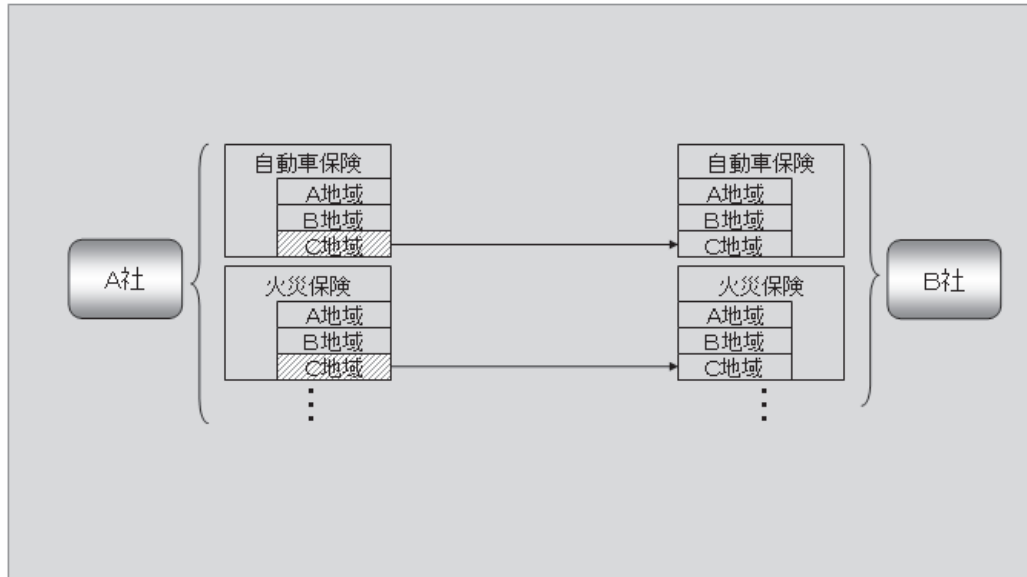
2 親子会社間の移転

通信販売を含めた多数の販売チャネルで営業展開をしているA社は、通販専門の子会社B社を有している。このケースにおいて経営効率の向上のためにA社の保有契約のうち通販チャネルについてB社に移転する。



③ グループ外への移転

フルラインで商品を販売しているA社は、同社の規模で全国展開を継続することに限界を感じ、経営効率向上のために、採算性が悪化しているC地域の保険契約を、同地域におけるシェアが高く、当該契約に対して魅力を感じ、厚いサービスの提供が可能であるB社に契約を移転する。



以上

保険契約の包括移転

2007年12月5日に開催された金融審議会第二部会の資料「保険に関する規制緩和について」によると、保険契約の移転単位の見直しについての論点として、次の6つが挙げられている。

- ① 破綻時のケースと平時のケース
- ② 保険契約者の保険会社の選択基準
- ③ 保険契約者の保護の方法（異議申立ての対象者、認可制度等）
- ④ 責任準備金の一部を計算することは可能か
- ⑤ 移転元保険会社と移転先保険会社の財産状況の確認
- ⑥ 移転元保険会社と移転先保険会社の一般債権者の保護の方法

この論点のうち、④「責任準備金の一部を計算することは可能か」を除くと、もっぱら契約者間等の公平性（またはそれを担保するしくみ）に関する論点なので、以下、この2つの論点を切り分けて整理する。

論点 1 責任準備金の一部を計算することは可能か

【参考】2007年10月24日金融審議会第二部会におけるこの論点に関する主な意見

- 規制改革要望としては、各社の専門性や業務の効率性などの要請に応えうる手段であり、ぜひ検討すべきだと思うが、一方で、契約者間の公平を担保するために、個別に責任準備金の算出を行えるかどうかについて専門的見地からご検討いただき、報告してもらいたい。
- 契約の移転単位の切り分けの仕方によっては、各単位間にリスクの濃縮度に差が生じることとなるため、「いいとこ取り」を防ぐための措置が必要である。

1. 1 そもそも、なぜ「責任準備金の一部を計算すること」が必要なのか。不要ではないのか。

(以下、検討の視点等)

- ① 移転価格は、移転契約の責任準備金との関係で、何らかの制限を設ける必要があるのか。
- ② 法令上は、移転価格に関する明示的な制限は設けられていない。
- ③ 保険契約の包括移転は、保険会社間の商取引であるため、その移転価格は市場原理に委ねるべきであり、制限を設けるべきでない（上記の主な意見のリスクの濃縮が生じているのであれば、それを勘案した移転価格の設定が行われているはずである）。
- ④ 移転される保険契約者にとっても、保険契約に係る債務の履行が行われるのであれば、実質的な問題は生じない（何をもって債務の履行とするのかは、論点2で議論）。
- ⑤ 実質的な保険契約の売却である財務再保険では、保険契約から生じる将来の利益も勘案し、通常、責任準備金を下回る再保険料が設定される（逆ざや契約を除く）。
- ⑥ ただし、保険会社をグッドカンパニーとバッドカンパニーに分割する場合など、移転価格に市場原理が働かない場合は、移転価格に何らかの制限を設ける必要があるかもしれない。

※議論のたたき台として作成した資料のため、資料作成者の事実誤認がある可能性につきお含み置きください。

1. 2 責任準備金の一部を計算する場合の課題

1. 2. 1 移転の対象となる責任準備金の範囲

1. 2. 2 責任準備金か、契約者価額か。

1. 2. 3 責任準備金の群団性について、どう考えるか。

責任準備金の種類		責任準備金	契約者価額
普通責任準備金	保険料積立金	A-1	A-2
	未経過保険料	B-1	B-2
	初年度収支残加算額（損保のみ）	C	
異常危険準備金（損保のみ）		D	
危険準備金		E	
払戻積立金		F-1	F-2
契約者配当準備金 （社員配当準備金）	割当済	G	
	未割当	H	

① ケースにより契約者の持分とされる責任準備金の範囲が異なる。

		ケース1		ケース2		ケース3	
		生保	損保	生保	損保	生保	損保
		保険契約の移転の異議申立ての基準となる移転対象契約者の保険契約に係る債権の額（法第137条、規則第89条）				清算保険会社等が解散時に保険契約者に払い戻すべき金額（法第177条、規則第108条）	
保険料積立金	A	○	(○)	2(契価)	2(契価)	2(契価)	1(責準)
未経過保険料	B		○	2(契価)	2(契価)	2(契価)	1(責準)
初年度収支残加算額（損保のみ）	C	/	—	/	—	/	○
異常危険準備金（損保のみ）	D	/	—	/	—	/	○
危険準備金	E	—	—	—	—	—	○
払戻積立金	F	—	○	1(責準)	1(責準)	2(契価)	1(責準)
契約者配当準備金等（割当済）	G	—	—	—	—	○	○
契約者配当準備金等（未割当）	H	—	—	—	—	—	—

（注1）ケース1の場合は、責任準備金か契約者価額かが明記されていない。

（注2）ケース3の場合は、生損で責任準備金か契約者価額かの取扱が異なるが、おそらく法令の手当漏れであることも想定される。

(関連法令)

保険業法	保険業法施行規則等
<p>(保険契約の移転の公告及び異議申立て) 第137条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の5分の1を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権(略)の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。 5 (略)</p>	<p>(保険契約に係る債権の額) 第89条 法第137条第4項(略)に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第1号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第2号及び第3号に掲げる金額の合計額とする。 一 法第137条第1項の公告(略)の時に被保険者のために積み立てるべき金額 二 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、公告の時に、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料の金額 三 公告の時に第70条第1項第3号の払戻積立金として積み立てるべき金額</p>
<p>(解散後の保険契約の解除) 第177条 保険会社等が、第152条第1項の規定により読み替えて適用する会社法第471条第3号若しくは第6号(略)に掲げる事由又は第152条第3項第2号に掲げる事由によって解散したときは、保険契約者は、将来に向かって保険契約の解除をすることができる。 2 (略) 3 前2項の場合においては、清算保険会社等は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失った時に、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料その他内閣府令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。</p>	<p>(清算保険会社が払い戻すべき金額) 第108条 法第177条第3項に規定する内閣府令で定める金額は、第69条第1項第2号の2又は第70条第1項第3号の払戻積立金として積み立てた金額とする。</p>
<p>(保険契約の移転等における資金援助) 第270条の3 (略) 2 前項の規定による資金援助(略)の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額に第3号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。 一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの(略)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの(次号及び第270条の5第2項において「特定責任準備金等」という。)の額に、補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額 二 当該破綻保険会社の前条第2項又は第5項の規定による確認がされた財産の評価(略)に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額 三 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等に要すると見込まれる費用として内閣府令・財務省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であると加入機構が認めた額 3～5 (略)</p>	<p>(特定責任準備金等) 命令第50条の4 破綻保険会社が法第262条第2項第1号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第270条の3第2項第1号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約条件の変更の対象となる保険契約(略)に係る次の各号に掲げるものとする。 一 責任準備金(規則第10条第3号に規定する契約者価額の基礎であるもの(当該基礎であるものが0である保険契約にあつては、未経過保険料(未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、法第270条の3第2項第2号に規定する確認財産評価の基準とされた時に、まだ経過していない期間をいう。))に対応する保険料の金額をいう。)の額を基準として計算した金額その他の加入機構が認めた金額)に限る。) 二 支払備金 三 社員配当準備金又は契約者配当準備金(規則第64条第1項の契約者配当準備金をいい、未割当のものを除く。) 2 破綻保険会社が法第262条第2項第2号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第270条の3第2項第1号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約条件の変更の対象となる保険契約に係る次の各号に掲げるものとする。 一 責任準備金(次号及び第3号に該当するもの及び契約者配当準備金等(規則第70条第1項第4号の契約者配当準備金等をいう。)のうち未割当のものを除く。) 二 自動車損害賠償責任保険契約に係る責任準備金 三 地震保険契約に係る責任準備金 四 支払備金 五 未払金 六 社員配当準備金(未割当のものを除く。)</p>

- ② 責任準備金の種類によっては、契約単位で計算を行わないもの、責任準備金の計算単位である保険種類をまたがって計算を行うものが存在する。
- 契約単位で計算を行わないもの
 - 初年度収支残加算額、異常危険準備金、危険準備金、契約者配当準備金等（未割当）追加責任準備金（普通責任準備金・払戻積立金の一部）
 - 責任準備金の計算単位である保険種類をまたがって計算を行うもの
 - 異常危険準備金、危険準備金、契約者配当準備金等（未割当）、追加責任準備金
- ③ 責任準備金の保守性に関する部分の取扱
- 新契約費に対応する部分（責任準備金の積立方式（平準式・全期チルメル式）による差、未経過保険料に含まれる（既払の）代理店手数料^(注)）
 - (注) この部分の取扱を考えるにあたっては、契約移転にともなって解約された契約の代理店手数料戻入の取扱を考慮する必要がある（通常の解約時には、解約返戻金に対応する代理店手数料の戻入が行われるが、保険会社都合である契約移転にともなって生じた解約の場合、代理店手数料戻入の請求が可能かどうか）。
 - 保険料と責任準備金の予定基礎率の差による部分
 - 初年度収支残加算額

④ 責任準備金の群団性

責任準備金の群団性の問題は、一定の大きさの契約群を構成することで概ね解決されることが考えられるが、リスク濃縮の問題は残る。

なお、リスク濃縮は、選択効果の剥落や非健康者の逆選択など、期間の経過に依存するため、例えば、移転単位を「責任準備金の算出の基礎が同一である」生命表の世代ごとに区分しても解決できるものでない（それ自体が期間の経過により区分することになってしまう）点に留意する必要がある。

論点2 契約者間等の公平性

(以下、検討の視点等)

- ① 移転元と移転先、移転元内、移転先内、契約者と一般債権者の間の公平性が考えられる。
- ② 契約移転といっても、一部の契約のみ移転する場合と、ほとんどの契約が移転し、残存する契約がわずかである場合とで、論点が異なるものと考えられる。
- ③ 移転時には、移転元及び移転先において、株主総会または社員総会の決議を求めており（法第136条第1項）、移転対象契約者には、異議申立てが認められている（法第137条第2項）。上記②の後者の移転の場合には、移転対象者以外の契約者にも、異議申立てを認めるべきでないか。
- ④ いずれにせよ、無配当保険の場合、保険契約に係る債務の履行が行われれば、実質的な問題は生じないと思われるため、この公平性の論点は、移転元及び移転先のソルベンシーに問題に帰結すると考えられる。
- ⑤ ただし、移転元と移転先のソルベンシーの同等性を評価(担保)することは非常に困難である。
- ⑥ 上記④の「保険契約に係る債務の履行」には、約款に明記されていないサービスは含まれるか（24時間事故受付サービス、事故示談代行サービスなど）。
- ⑦ 有配当保険の場合、配当は事業運営の結果生じた剰余金の分配であり、移転後も配当水準を保障する必要があるのか等、論点は多岐にわたる（契約者配当準備金等（未割当）の帰属、配当の計算単位、配当の計算方法の継続性（配当の計算方法が明文化されていない場合）など）。

以上

【論点 1 責任準備金の一部を計算することは可能か】

1. 1 「責任準備金の一部を計算すること」の必要性

契約移転を行うときの移転価格は移転契約の責任準備金との関係で、何らかの制限を設ける必要があるかという点が問題になるが①、法令上、移転価格に関する明示的な制限は設けられていない②。

基本的に包括移転は保険会社間の商取引であるため、その移転価格は市場原理に委ねるべきであり、制限を設けるべきではない③。金融審議会においても意見が出ているが、仮にリスクの濃縮が生じているのであれば、それを勘案した移転価格が決定されるので、市場に委ねれば良い。

移転される保険契約者にとっても、保険契約に係る債務が履行されるのであれば、実質的に問題は生じない④。

また、財務再保険という形式により保険契約をすべて再保険会社に移転する取引があるが、保険契約から生じる将来の利益を勘案して、責任準備金を下回る再保険料で取引される⑤。したがって、移転時の売却価格は、必ずしも責任準備金と同額である必要はない。

ただし、市場価格を原則とするにせよ、保険会社をグッドカンパニーとバッドカンパニーに分けて分割する場合には、移転価格に市場原理が働かないため、何らかの制限を設ける必要がある⑥。

1. 2 責任準備金の一部を計算する場合の課題

責任準備金の一部を計算する場合の課題は、主として、3点考えられる。

第一に、移転の対象となる責任準備金の範囲である(1. 2. 1)。責任準備金には、「普通責任準備金」としての「保険料積立金」と「未経過保険料」がある。さらに、損保には「異常危険準備金」がある。将来の自然災害に備えて保険料の一定割合を毎年積み立てるものである。

「危険準備金」は、「異常危険準備金」と似ているが、生保の死亡リスクや予定利率のリスク及び第三分野のリスク等、特定の目的のために契約に紐付けずに将来の危険が生じたときのために留保しておく性質のものである。

「払戻積立金」は、主として損保で積み立てており、積立保険のように、預かり金的な要素がある部分について積み立てるものである。

「契約者配当準備金」は、相互会社では「社員配当準備金」と言い、この中には契約者に割り当てられているひも付きになっている部分と将来割り当てるひも付きになっていない部分がある。

上記のように複数の責任準備金がある中で、どの部分が移転対象の責任準備金となるかが課題となる。

第二に、責任準備金と契約者価額のいずれかという点である(1. 2. 2)。責任準備金は、基本的に保守的に積み立てるという観点から予定利率に一定の制限が加えられている。例えば現行保険料は2%の予定利率で計算することもできるが、責任準備金は保守的に1.5%で積み立てるルールとなっており、予定利率と比べると大きな責任準備金を積み立てている現状にある。これは監督上の規制であり、仮に非常に安い保険料で募集を行うことがあっても、契約者保護の観点から、保守的な水準で一定量を積み立てる趣旨によるものである。したがって、契約者の持分を考える場合に、規制上、多めに積み立てている部分と契約者自身が支払った保険料に対応する部分のいずれを持分と考えるかが論点になる。

第三に、責任準備金の群団性について、どう考えるか(1. 2. 3)について、「①ケースにより契約者の持分とされる責任準備金の範囲が異なる」ものとして3つ挙げている。保険業法の規制において、保険契約者の持分をどのように考えるかは、ケースによって分かれていることを示している。

ケース1は、保険契約移転の際の異議申立ての基準となる移転対象契約者の保険契約に係る債権額である。保険契約の移転の場合、異議申立ての基準となる2割の契約者が異議を申し立てると移転ができなくなるが、その際に考慮される責任準備金とは何を対象としているか示している。

生保は、保険料積立金、損保は、保険料積立金、未経過保険料及び払戻積立金が該当する。ただし、損保の保険料積立金については、明確には記載されておらず、おそらく法令の手当漏れであると想定される。このケースでは、責任準備金か契約者価額かについて法令上は明記されていない。ただし2割を全体の構成比ととらえるのであれば、いずれと考えると、構成比には影響はないと思われる。(ケ

ース2及びケース3は省略)

次に「②責任準備金の種類によっては、契約単位で計算を行わないもの、責任準備金の計算単位である保険種類をまたがって計算を行うものが存在する」が、保険契約の包括移転を行うときは、法令上、責任準備金の計算単位ごとに行うとなっている。しかし、責任準備金の種類によっては、契約単位で計算を行わないものや、責任準備金の計算単位である保険種類をまたがって計算を行うものがある。すなわち、責任準備金の計算単位を分割しようとする場合に持分がはっきりしない責任準備金がある。また、責任準備金の計算単位である保険種類をまたがっている場合があり、どのように取扱うかが問題になる。例えば自動車保険や火災保険を全部合わせて集団で計算しているような責任準備金があるが、これらについては、基本的に個々の契約に割りつけることは困難である。

契約単位で計算を行わないものとして、初年度収支残加算額、異常危険準備金、危険準備金、契約者配当準備金等の未割当、追加責任準備金がある。追加責任準備金は、将来の債務の履行に支障をきたすことが見込まれる際に追加で積み立てておくものである。例えば、過去に高い予定利率で計算していたものの、金利が下がったために逆ざやとなり、将来的に支払えないという場合に、追加で責任準備金を現時点で多めに積み立てておくものである。

一方、責任準備金の計算単位で保険種類をまたがって計算を行うものとして、異常危険準備金、危険準備金、契約者配当準備金等の未割当、追加責任準備金がある。異常危険準備金及び危険準備金の取り崩しは集団で行うため、全体でしか割当ができないものであり、また、契約者配当準備金等の未割当や追加責任準備金は、個々の契約とひも付きになってはいない。

「③責任準備金の保守性に関する部分の取扱」については、前述の契約者価額と責任準備金のいずれかという問題がある。

まず、「○新契約費に対応する部分」は、例えば損保で100の保険料を領収し、代理店手数料を20支払うとすれば、手数料を控除した残額は80であり、半年経過後は、期間按分の考えにより40積み立てておけばよい。しかし、現行は100の半分の50を積み立てている。このように代理店手数料に相当する部分は、将来キャッシュアウトとならず、その部分まで契約者持分として移転する保険会社に引き継がなければならないとすべきかといった問題がある。

「○保険料と責任準備金の予定基礎率の差による部分」は、前述の保険料計算において用いる利率と異なる保守的な予定利率により責任準備金を積み立てていることから、その差額についてどのように取り扱うかという問題である。

さらに、「○初年度収支残加算額」については、現時点の収支が良かった場合に将来分をどのように残すかという問題である。例えば、上半期で収支が良かった場合に、下半期において収支が悪化すると想定し、一定の金額を残すという考え方もあれば、危険の概念からすると半年経過後であることから期間按分により半年分のみ残せばよいという考え方もあるため、その取り扱いについても検討の余地がある。

④「責任準備金の群団性」は、リスク濃縮の問題である。保険契約者ごとに見ると、リスクにばらつきがあるが、集団を形成することによって大体のリスクが均質になっていくため、一定の大きさの契約群を構成することにより概ね解決されるが、「リスク濃縮」の問題が残る。

リスク濃縮というのは、主に生保に関係する。例えば、他の保険会社で安い保険を売っていることがわかると、健康な人は他の保険会社に乗り換えることができるが、健康状態が良くない人は乗り換えができず元の保険会社に残る。この結果、元の保険会社では、健康状態が良くない人が多くなる。これを「リスクの濃縮」という。

「選択効果」というのは、保険に加入するときは、健康診断で健康状態を見るため、新契約は健康な集団となるが、年数が経過すると通常健康状態へ落ちていくため、徐々に事故が起きやすくなることをいい、これは期間の経過に依存すると考えられる。

リスク濃縮や選択効果は、責任準備金の算出の基礎を同一にしたとしても生じる問題である。例えば、生命表の改定があれば、旧保険料を適用された人と新保険料を適用された人では、責任準備金の算出の基礎が異なるため、新しい契約と旧の契約を分割することになる。リスクの濃縮度合は、旧契約と新契約で当然異なるため、責任準備金の算出の基礎が同じもので分けたとしても、リスク濃縮を回避

できない点に留意が必要である。

したがって、保険業法の包括移転規制の対象となる責任準備金として、保険料積立金、未経過保険料、そして払戻積立金は、異常危険準備金等とは異なり、個別の契約に割り当て、計算することが可能であり、責任準備金の一部を計算することが可能である。

【論点2 契約者間等の公平性】

検討の視点として以下が考えられる。

第一に、誰と誰の間の公平性かの問題がある。移転元の契約者と移転先の契約者間の公平性もあれば、移転元の契約者間の公平性もあり、また移転先の契約者間の公平性もある。さらには、契約者と一般債権者間の公平性もあり、これらすべての当事者の公平性を考える必要がある。

次に、一部の契約のみ移転する場合とほとんど全ての契約が移転し残存する契約がわずかである場合では、公平性の観点からは、おそらく、論点が少々異なるものになる。

3点目は、移転元の移転対象外契約者に異議申立てが認められていないという問題である。保険業法では、移転時には移転元及び移転先で株主総会あるいは社員総会の決議が必要とされ、また移転対象契約者には異議申立てが認められており、2割以上の異議がある場合は移転ができないとされている。ただし、ほとんど全ての契約が移転する場合は、大群で移動した契約が元の契約を引き継いでいると言える。そのため、保護すべきは、残った少数の保険契約者となるため、移転対象でない契約者にも異議申立てを認めるべきである。

4点目は、無配当保険の場合は、保険契約に係る債務の履行、即ち保険金が支払われる限り、保険契約者に実質的な損害は生じない。したがって、公平性に関する論点は、移転先の保険会社が破綻しないかどうかという点が重要であり、ソルベンシーの問題に帰結する。

5点目は、移転元と移転先のソルベンシーの同等性を評価することは困難であることである。例えば、ソルベンシー・マージン比率が高ければ高いほど健全性があるかということ、規制をクリアすればよく、クリアした後の残をどのように計上するかは、収益との関係となるため、必ずしも正確ではない。また格付と正反対の結果になることもある。従って、ソルベンシー・マージン比率だけでは、債務の履行可能性を判断できないと考えられる。

6点目として、「保険契約に係る債務の履行」について、約款に明記されていないサービスも対象となるかが問題となる。例えば、24時間事故受付サービスや事故の示談代行サービスがあり、これらがあることを理由として保険会社を選んだにもかかわらず、移転先では提供されない場合がある。したがって、保険契約に係る債務の履行として、保険金の支払いだけで良いのかという点も論点になる。

7点目として、有配当保険の場合、配当は事業運営の結果生じた剰余金の分配であり、移転後も配当水準を保障する必要があるのか等、論点は多岐にわたる。その上で、配当の計算単位と配当の計算方法の継続性の問題がある。配当計算を行う単位があり、それが移転元と移転先で同一にならないことも想定されるため、有利不利が発生する。配当計算方法の継続性が、ルールとして明文化されていない場合、従来配当として受領しえた額につき、移転先で支払われなくなる場合があり、公平性が担保されなくなる。配当計算は、保険会社がある程度裁量で実施できるため、配当の未割当部分について公平性を担保することは困難である。

以上

**責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約の一部移転手続
 ～債務の履行可能性を担保すべき対象とその手続～**

「責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約の一部の移転」(以下、契約の一部移転)においては、債務の履行可能性の充足可否が認可の可否判断のコアとなることから、債務の履行可能性を担保すべき対象及びその方法について検討する。

1. 異議申立手続対象となる債権者 (法制度による直接的な担保)

【(現行法)包括移転 / 破綻時適用想定】 ◎:異議申立対象者 ×:対象外 ー:対象者不在

	移転会社	移転先会社	備考	債務者の交替		
① 移転対象保険契約者等(※)	◎ 公告手続対象	-		更改	同一リスク群団	債権者
② 移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等	-	-				
③ ①・②以外の既存保険契約者等	×	×				
④ 保険契約者等以外の債権者	×	×				

※保険契約者等:保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(保険業法 5 条 3 号イ)

【(立法案)一部移転(案) / 平時適用想定】 ◎:異議申立対象者 ×:対象外 ー:対象者不在

	移転会社	移転先会社	備考	債務者の交替		
① 移転対象保険契約者等	◎ 公告手続対象	-		更改	同一リスク群団	債権者
② 移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等	◎ 公告手続対象	-	①・②の比較において、②が少数派となる可能性あり			
③ ①・②以外の既存保険契約者等	×	×				
④ 保険契約者等以外の債権者	×	×				

契約の一部移転手続において新たに対象者となる「②移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等」につき、検討が必要となる。

債務者の交替を伴う契約の更改(民法第 514 条)に該当しないことから、上記②の契約者において異議申立の権利を認めないとの考え方もあるが、保険の群団性に着目し、同一群団に

属する契約者間の公平性を担保するために②の契約者についても①移転対象契約者同様に異議申立の権利を有するものと整理する。異議申立手続上、1/5 超の異議の有無を判定することが必要となるが、群団性を理由とすることから①・②各々ではなく、同一分母・分子として扱い、これを判定するものとする。

なお、①・②各々の異議申立状況は、認可の審査において勘案され、いずれかを害するような契約の一部移転に該当すると判断される場合は、認可不可と判断されると想定される。

2. 認可審査における保護すべき債権者（行政手続による間接的な担保）

認可審査基準（保険業法第 139 条）には、「保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること」、「移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること」と具体的に保護すべき対象者が定められている。契約の一部移転を認めるうえで、この基準の対象となる保護すべき債権者の範囲につき、修正が必要となるかを検討する。

【(現行法)包括移転 / 破綻時適用想定】 ◎:異議申立対象者 ×:対象外 ー:対象者不在

	移転会社	移転先会社	備考	更改	同一リスク群団	保険契約者	債権者
① 移転対象保険契約者等	◎	-					
② 移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等	-	-					
③ ①・②以外の既存保険契約者等	◎	◎					
④ 保険契約者等以外の債権者	◎	×					

【(立法案)一部移転(案) / 平時適用想定】 ◎:異議申立対象者 ×:対象外 ー:対象者不在

	移転会社	移転先会社	備考	更改	同一リスク群団	保険契約者	債権者
① 移転対象保険契約者等	◎	-					
② 移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等	◎	-	①・②の比較において、②が少数派となる可能性あり				
③ ①・②以外の既存保険契約者等	◎	◎					
④ 保険契約者等以外の債権者	×	×					

前ページ同様「②移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等」につき、検討が必要となる。前ページに既述のとおり、これらの保険契約者は、保険の群団性の観点に着目するにせよ、その属性（保険契約者）に重きを置くにせよ、当然にして保護対象となると考えられる。現行認可の審査基準においても、保護対象として「保険契約者等」と定めており、保護対象となっていると考えられる。

また、「④保険契約者等以外の債権者」についても検討の余地があると思われる。現行の認可審査基準では、移転会社の債権者である場合のみが、保護対象とされている。保険契約者以外の債権者である点は同様であるにも関わらず、移転会社と移転先会社においてこのような差異が設けられている理由としては、現行の包括移転制度は、破綻時及びこれに準じる状況を想定した手続であることが挙げられると思われる。即ち、保険契約者等（先取特権を有さない者も含まれる）の保護に偏り、結果、移転会社の財産の毀損がある場合は、一般債権者を害することとなるため、これを回避する必要があるためと考えられる。

これを前提として検討すると、「破綻状態にない状況において実施する契約の移転」行為は、資産の売買取引行為、債権譲渡や債務引受等と同様であると整理し、保険契約者等以外の債権者の保護は、移転会社・移転先会社を問わず、不要であると考えられる。この結果、これらの保険契約者等以外の債権者は、「詐害行為取消権」（民法第424条）の行使をもって事後的に保護されることになる（破綻状態にないとの前提が同様であれば、移転対象契約が全部・一部により結論は異なる）。

3、補足：公告手続

現行の包括移転制度における公告手続（保険業法第137条）は、移転会社にその義務が課せられているが、1ページにおいて整理したように「①移転対象保険契約者等」と「②移転対象契約と責任準備金の算出基礎が同一の保険契約の移転対象外である保険契約者等」の双方に異議申立を認めることから、これらの異議申立の権利行使を確保するためには、自身が移転対象契約者に該当するかにつき、明確に判断できるよう公告の記載に工夫が必要となる。実務上、限られた公告スペースにおいて、どのように明確化を図るかは、検討が必要と思われるが、ここでは、割愛する。なお、公告に替えて全契約者に個別通知を送付することも検討されるが、その煩雑さを回避するべく公告制度を設けていることからすると、公告によることを前提として、その公告方法を検討することが、やはり有益である。

4、契約の一部移転による認可申請の想定

上記1の整理を前提として、債務の履行可能性の確保ほか認可を得るために必要な条件の充足について、以下の観点から、別途、個別に検討する。

- ① 現行の認可審査基準及び認可申請時の提出書類の充足
- ② その他、追加すべき提出書類の有無

なお、個別の検討にあたっては、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部移転か一部移転か」により、認可の可否判断に影響が生じるかについての検討を加え、技術上可能である責任準備金の切り分けにつき、債務の履行可能性の確保の観点からも、問題が生じ得ないことを確認する。

以上

契約の一部移転による認可申請の想定

1. 設例想定

移転対象契約は、普通火災保険として、これを法人契約と個人契約に切り分け移転する。なお、移転先は100%出資の子会社（既存会社）とする。また、破綻時ではなく平時における移転を前提とし、かつ、異議申立対象者及び認可審査上の保護すべき債権者は、「移転会社及び移転先会社の保険契約者等」とする。

これを前提として、現行の保険業法に定める責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約の包括移転（以下、「包括移転」）と一部を切り分けた一部移転（以下、「一部移転」）の場合において、認可審査事項の充足の判断に差異が生じるかについて検討する。

2. 認可申請書の添付書類（保険業法施行規則第90条第2項）

現行の認可申請にあたり必要となる添付書類は、保険業法施行規則第90条第2項に定めがある。上記設例に基づき添付書類等を想定したところ、責任準備金を切り分けて算出することが可能であることから、いずれの資料の作成も可能と思われる。ただし、「異議申立期間内に異議を述べた保険契約者の数又は債権の額が、その総数又は総額の5分の1を超えなかったことを証する書面」（同項11号）と「その他保険契約の移転の認可に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面」（同項13号）は、一部移転であることから、「債務の履行可能性の確保」に関する説明を充足するための工夫が必要となると考えられる。以下、主なものにつき記載する。

（1）理由書（同項1号）

- ・ 「契約移転の趣旨」、「移転する保険契約者等の保護」、「移転先会社の運営について」、「移転会社の保険契約者等の保護」の4項目を想定する。平時想定であることからすると、契約移転の必要性の説明の充足が重要となると思われる。

（2）異議申立期間内に異議を述べた保険契約者の数又は債権の額が、その総数又は総額の5分の1を超えなかったことを証する書面（同項11号）

- ・ 「移転対象者」と「残存対象者」に分けて、それぞれにおける契約者数と責任準備金等の額を記載するとともに、異議申立人数及びこれらの責任準備金の合計額を記載する。一部移転では、包括移転と異なり「移転対象契約者」、「残存契約者」、「双方の合算」のいずれにおいて5分の1超の異議申し立てがあったかを判断するかにつき議論がある。
- ・ 同一リスク群団であることに着目して、移転対象契約者及び残存契約者の双方を合算した数値に基づき判断すると想定する。
- ・ ただし、「移転対象契約者」と「残存契約者」のそれぞれにおける異議申立の結果は、実務上は、参考とされられると思われる。

（3）その他保険契約の移転の認可に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面（同項13号）

- ・ 「債務の履行可能性の確保」の説明のための書面
 - ① 移転価格の妥当性に関する書面

移転価格の算定方法及び移転先選定方法につき記載をする。移転価格の算定の前提条件となる責任準備金の額、将来収支、ソルベンシー・マージン比率への影響等につき記載が必要と想定する。

移転価格は、移転会社、移転先会社のそれぞれが専門家等に算出させた価格を提示し最終的に両者で合意することにより決定することからすると、双方の提示価格の算定根拠や当該プロセスをもって移転価格が妥当であることの根拠となり得る。なお、グループ会社間移転の場合は、売り手と買い手で競争原理が働かない場合が想定されるため、最終的には認可審査の中で、全体を見て判断されることとなると考える。また、グループ会社間の移転においては、債務の履行可能性を確保するために債務引受等を行うことも考えられる。
 - ② 契約移転後のB/S想定
 - ③ 責任準備金の種目別推移見込
 - ④ 将来収支見込

経常収益、経常費用、経常利益等の推移見込、事業費率等の推移見込、保険種目別の収支見込（正味収入保険料・支払保険金）、移転会社における移転対象契を含む保険種目に関する個別の収支見込等の提示を想定する。
 - ⑤ ソルベンシー・マージン比率の推移見込
 - ⑥ 格付けの取得状況
- ・ 「サービスの充足」の説明のための書面

移転会社と移転先会社におけるサービスのいずれがよいと一概に判断することは困難であることも想定され、この場合は、契約者が自ら判断できるだけの十分な開示が行われたかを重視することが考えられる。すなわち、開示内容・開示手続が適正と評価される場合は、契約者の異議申立が5分の1を超えなかった事実をもって、サービスの差異が大きく問題となるものではないと整理することも考えられる。
- ・ 「的確、公正かつ効率的な業務遂行可能性」の説明のための書面（省略）

以上

損保ジャパン記念財団叢書 No. 79

保険契約包括移転制度の検討
— 契約移転単位の見直し —

発行日 平成23年7月29日

発行者 公益財団法人損保ジャパン記念財団
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <http://www.sj-foundation.org/>

Email sjf3340@sj-foundation.org